

関税割当公表 新旧対照表

【令和6年11月29日付け6輸国第2876号 関税割当公表第TRQ-22号】

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間</p> <p>期間開始日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日を期間開始日とし、期間終了日が行政機関の休日の場合は翌開庁日を期間終了日とする。</p> <p>1 各年度における提出期間</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第3回割当て</p> <p>期間開始日 <u>11月第1火曜日</u></p> <p>期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日</p> <p>直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。</p> <p>(2)及び(3)の割当てについては、各年度でそれ以前に実施された割当てにおいて割り当てられなかった数量（残数量）と各提出期間の開始日の4週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1t以上ある場合に限り、関税割当申請書等の提出を受けて、割当てを行うこととする。</p> <p>第5～第15 (略)</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間</p> <p>期間終了日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日を期間終了日とする。</p> <p>1 各年度における提出期間</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第3回割当て</p> <p>期間開始日 <u>12月第2火曜日</u></p> <p>期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日</p> <p>直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。</p> <p>(2)及び(3)の割当てについては、各年度でそれ以前に実施された割当てにおいて割り当てられなかった数量（残数量）各提出期間の開始日の4週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1t以上ある場合に限り、関税割当申請書等の提出を受けて、割当てを行うこととする。</p> <p>第5～第15 (略)</p>

附 則

この通知は、令和8年度の関税割当てから適用する。